



2023年2月28日

各位

会社名 株式会社AIR-U
(コード番号 5135 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 田中 康之助
問合せ先 取締役管理本部部長 半田 祐樹
TEL 03-6277-6692
URL <https://air-u.jp>

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関するお知らせ

当社は2023年2月28日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、株式報酬型ストック・オプション制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、2023年3月27日開催予定の第6期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた制度改革の一環として、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 本制度の概要

当社の取締役の報酬等の額は、2021年2月26日開催の定時株主総会において、年額5,000万円以内としてご承認いただいておりますが、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬を導入するものです。

対象取締役に対して株式報酬型ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、本新株予約権の割当日において算定した本新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。本新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、本新株予約権の割当日において新株予約

権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法により算定される公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、本新株予約権の公正な評価額を払込金額とする本新株予約権を対象取締役等に割当てする一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。なお、対象取締役等の株式報酬型ストック・オプション報酬総額の上限は年 150 百万円以内とします。

2. スtock・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の数の上限は、400 個[100 株=1 個]とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は 100 株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法により算定される公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。但し、当社は新株予約権の割当てを受ける取締役等に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該取締役等は、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たり 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日後2年を経過した日から20年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会の決議により決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ② その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。但し、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- ② 当社は、本新株予約権者が上記2.(7)に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

3. 本制度の従業員への適用

第6期定時株主総会で対象取締役に対する本制度の新たな導入について、ご承認いただけましたら、当社従業員に対しても、上記と同様の株式報酬型ストック・オプション制度の全部又は一部を適用する予定です。

以上